

美術品補償制度部会における審議状況と今後の課題

1. これまでの審議状況

○ 文部科学大臣は、美術館における展覧会の主催者と、「補償契約」（展覧会のために借り受けた美術品の損害を政府が補償する契約）を締結しようとする場合に、文化審議会の意見を聴くこととされている（展覧会における美術品損害の補償に関する法律）。

対象となる展覧会は、不特定かつ多数の者に鑑賞機会を提供するものであり、美術品の評価額の合計が 50 億円を超えるものであること等の要件が付されている。

○ 今期の美術品補償制度部会では、申請のあった以下の展覧会 2 件について、補償契約の変更を行うことが適当である旨の答申を行い、契約を締結した。

| No. | 展覧会名 | 開催施設（開催期間） |
|-----|-----------------------------------|--|
| 1 | ゴッホ展 響きあう魂ヘレーネとフィンセント | 東京都美術館 （令和 3 年 9 月 18 日～令和 3 年 12 月 12 日） 福岡市美術館 （令和 3 年 12 月 23 日～令和 4 年 2 月 13 日） 名古屋市美術館 （令和 4 年 2 月 23 日～令和 4 年 4 月 10 日） |
| 2 | スコットランド国立美術館 THE GREATS 美の巨匠たち | 東京都美術館 （令和 4 年 4 月 22 日～令和 4 年 7 月 3 日） 神戸市立博物館 （令和 4 年 7 月 16 日～令和 4 年 9 月 25 日） 北九州市立美術館 （令和 4 年 10 月 4 日～令和 4 年 11 月 20 日） |

2. 今後の課題

○ 引き続き、補償契約の締結の適否に関する個別審議を行い、併せて本制度の更なる推進を図るため、制度の改善方策について検討を行う予定。